

# 船舶インシデント調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成28年6月28日 20時50分ごろ
発生場所	石川県輪島市猿山岬北西方沖 猿山岬灯台から真方位315° 157.5海里付近 （概位 北緯39° 08.8′ 東経134° 19.2′）
インシデントの概要	漁船第一栄吉丸は、操業中、漁網が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年12月20日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一栄吉丸、55トン
船舶番号、船舶所有者等	125176、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5m、潮流 北北西流約1ノット
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、主機を中立状態として前部甲板の舷門から揚網中、漁網が船尾方に流されて船底の構造物に引っ掛かり、漁網を外そうとして主機を微速前進にかけたところ、主機が停止して運転ができなくなった。 本船は、自力での航行を断念し、僚船によって福井県坂井市三国港にえい航された後、ダイバーにより推進器に絡まった漁網が取り外された。
分析	本船は、前部甲板の舷門から揚網中、船尾船底の構造物に引っ掛かった漁網を外そうとして主機を運転したことから、推進器に漁網が絡まって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、前部甲板の舷門から揚網中、船尾船底の構造物に引っ掛かった漁網を外そうとして主機を運転したため、推進器に漁網が絡まって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操業中に推進器を回転させる場合は、推進器付近に漁網などが近づかないように注意すること。